

様式第 8 号

菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託  
プロポーザルに係る質問に対する回答書

参加業者 様

静岡県菊川市が行う「菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託プロポーザル」に対して、質問がありましたので下記のとおり回答します。

業務名	菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託
質問日	令和 7 年 5 月 26 日
質問内容	<p>■実施要領P.2 4 参加資格要件 (3)配置予定技術者②予定技術者の業務実績について 「過去5年(令和2年度以降)で1件以上の実績」とありますが、照査技術者での実績は含まれるか。また、令和2年度以前からの複数年業務の場合、令和2年度以降に完了していれば、実績となるか、ご教示ください。 また、参加申請時に申告すべき配置予定技術者は、業務実績が問われる「管理(主任)技術者、担当技術者(担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者に限る。)及び照査技術者」で良いのでしょうか。</p> <p>■実施要領P.2 8 企画提案書記載内容 提案書の文字のポイント数に制限はありますか。また、提案書本編への提案者が判別できる記載(社名等)は問題ないのでしょうか。</p> <p>■様式第2号 同種業務の施行実績 記載する実績の件数は上限が10件ということによろしいでしょうか。また、別紙にてそれ以上の記載が可能である場合、記載する件数により評価点が影響するのでしょうか。また、実績を証する書類はTECRIS登録証の写しで良いのでしょうか。</p> <p>■資料2 提案者の概略 ①同種業務の実績数、②同種業務の人口規模 「過去5年(令和2年度以降)の同種業務の受注自治体数はいくつか。」「菊川市と同等以上の人口規模(約47,000人)の実績はいくつか。」と記載がありますが、提出様式のどちらに記載すれば良いのでしょうか。</p> <p>■資料2 提案者の概略 ⑤実施体制 配置予定技術者の人数が審査基準になっていますが、参加申請時に配置予定技術者として、従事予定の技術者全員分の配置予定技術者申告書が必要ですか。</p>
回答内容	<p>■実施要領P.2 4 参加資格要件 (3)配置予定技術者②予定技術者の業務実績について →照査技術者としての実績を含みます。 →令和2年度以降に発注されている業務を実績の対象とします(様式第3号 備考欄参照)。令和2年度より前からの継続業務は含まれません。 →配置予技術者全員(業務実績を問われない技術者を含む)の配置予定技術者申告書(様式第3号)を提出してください。</p> <p>■実施要領P.2 8 企画提案書記載内容 →文字のポイント数に制限はありません。 →提案書本編への提案者が判別できる記載(社名等)は構いません。</p> <p>■様式第2号 同種業務の施行実績 →該当する実績が様式に納まらない場合は、適宜行を追加して下さい。実施要領P3 6に記載の通り、評価点への影響についてはお答えできません。 →TECRIS登録証の写しで構いません。</p>

■資料2 提案者の概略 ①同種業務の実績数、②同種業務の人口規模  
→様式第2号に実績となる業務を記載してください。

■資料2 提案者の概略 ⑤実施体制  
→配置予技術者全員（業務実績を問われない技術者を含む）の配置予定技術者  
申告書（様式第3号）を提出してください。